

播磨町国民健康保険「人間ドック助成」のご案内

▶問合せ 保険年金グループ ☎079 (435) 2581

播磨町国民健康保険に加入している人に、人間ドック受診費用の助成を行っています。生活習慣病などの早期発見と早期治療、健康の保持や増進のために人間ドックを受診しましょう。

助成対象

- 助成の申し込み時点において次の①～④のすべてにあてはまる人
- ①年齢40歳以上75歳未満の人（75歳の誕生日の前日までに受診してください）
 - ②申請日時点で播磨町国民健康保険に3ヵ月以上継続して加入しており、その後受診日まで継続して播磨町国民健康保険に加入している人
 - ③特定健康診査受診券をお持ちの人（受診年度の特定健康診査の対象となる人で、特定健康検査を受診していない人）
 - ④国民健康保険税を滞納していない世帯にいる人
- ※同一年度内で人間ドックと特定健康診査の両方を受診することはできません。

助成券の申請方法

- ▶申請受付期間 4月1日～平成30年2月28日（助成申請前に各自で検査機関へ受診予約し、受診予定日の3週間前までに助成券の申請をしてください）
- ▶必要書類など 播磨町国民健康保険被保険者証、印鑑（朱肉を使うもの）、特定健康診査受診券
- ▶受付場所 保険年金グループ

人間ドックの受診方法

助成が決定した人には、後日「人間ドック助成券」を送付します。受診日に検査機関へ持参してください。検査機関へ助成券を提出し、自己負担分のみお支払いください。

助成額

人間ドックにかかる費用（税込）の7割の額（千円未満端数切上）を助成

※以下にあてはまる人は、10割助成とします。
10割の額で助成を受けられるのは、下記の①と②の両方に当てはまる人です。
①平成28年度（平成28年4月から29年3月）の1年間に、継続して播磨町国民健康保険に加入していた人
②平成28年度（平成28年4月から29年3月）に、本人も同じ世帯の誰も、一度も病院などにかかっていない人

受診期間 4月1日～平成30年3月31日

助成対象となる人間ドックと検査内容に関する問い合わせ・受診予約

●加古川総合保健センター

- ・2時間人間ドック
- ・1日人間ドック ベーシックコース

▶予約・検査内容の問合せ

月～金曜日（土・日曜日、祝日を除く）9:00～17:00
加古川総合保健センター（ウェルネージかこがわ）
加古川市加古川町篠原町103-3
☎079 (429) 2525

●はりま病院検診センター

- ・人間ドック日帰りコース

▶予約・検査内容の問合せ

月～金曜日（土・日曜日、祝日を除く）9:00～17:00
はりま病院検診センター
播磨町北野添2-1-15
☎0120 (079) 411

助成額算出一覧

※受診料金は、平成29年3月末時点の為、4月以降は変更となる可能性があります。

●加古川総合保健センター

【基本コース】

▷2時間人間ドック

①男性 助成額20,228円（税込）×0.7≒15,000円

②女性 助成額27,032円（税込）×0.7≒19,000円

※②は女性の乳がん検診を含む。

▷ベーシックコース（1日人間ドック）

③男性 助成額37,800円（税込）×0.7≒27,000円

④女性 助成額44,604円（税込）×0.7≒32,000円

※④は女性の乳がん検診を含む。

○オプション 子宮がん検診4,536円（税込）

【基本コース+オプション】

▷2時間人間ドック②+オプション

⑤助成額（27,032円+4,536円）×0.7≒23,000円

▷1日人間ドック④+オプション

⑥助成額（44,604円+4,536円）×0.7≒35,000円

●はりま病院検診センター

【基本コース】

①日帰りコース（女性の乳がん検診含む）

助成額41,000円（税込）×0.7≒29,000円

○オプション 子宮がん検診3,000円（税込）

【基本コース+オプション】

②日帰りコース+オプション

助成額（41,000円+3,000円）×0.7≒31,000円

※助成割合は7割、助成額は千円未満端数切り上げです。

平成29年度固定資産の縦覧・閲覧

▶問合せ 税務グループ ☎079 (435) 0358

○固定資産の縦覧制度

納税者が「土地・家屋価格等縦覧帳簿」により、町内にある他の土地や家屋と自己の資産の価格（評価額）を比較して確認していただく制度です。

○固定資産の閲覧制度

納税義務者などが「固定資産名寄帳兼課税台帳」により、固定資産税の課税内容を確認していただく制度です。縦覧期間中は無料で閲覧できます。縦覧期間 4月3日（月）～5月31日（水）

▼場所 税務グループ

▼必要な書類 前年度の納税通知書や運転免許証など本人確認ができるもの。代理人の場合は委任状も必要。また、法人は申請書に代表者印または会社印の押印が必要

※固定資産税の納税義務者で、固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申し出をすることができます。なお、審査の申し出には期間制限がございますので、詳しくはお問い合わせください。

国民健康保険の加入・脱退手続きを忘れずに

▶問合せ 保険年金グループ ☎079 (435) 2581

国民健康保険は、職場の健康保険加入者、後期高齢者医療制度の加入者、生活保護を受けている人、在留期間が3ヵ月以下の外国人を除き、すべての人に加入が義務付けられています。加入の手続きには、職場の健康保険の資格喪失証明書・認印などが必要です。

また、国民健康保険に加入していた人が、職場の健康保険に入るなどした時には、加入先の被保険者証と国民健康保険被保険者証・認印を持参し、国民健康保険の脱退手続きを早めに行ってください。



入札制度における予定価格の事後公表の試行

▶問合せ 総務グループ ☎079 (435) 0357

入札における予定価格の事後公表について検証を進めるため、次のとおり試行を行います。なお、建設工事に登録のある町内事業者には、別途通知を送付しています。

▼試行の概要

- ①実施の時期 平成29年4月1日以降の入札
- ②対象となる案件 公告分からの建設工事
- ③公告時に事後公表である旨を明記
- ④再度入札は1回のみ（再度入札における工事費内訳書の提出は不要）
- ⑤事後公表の入札における最低制限価格（現在と変更なし）
- ⑥予定価格の公表方法 契約締結後に入札結果として総務グループ執務室前掲示板及びホームページに公表します。ただし、入札不調の場合は公表しません

平成29年度介護保険料

▶問合せ

保険年金グループ ☎079 (435) 2582

●特別徴収（年金から天引き）対象の人へ

第1号被保険者（65歳以上の人）の保険料は、市町村民税の課税区分（課税・非課税）および前年の合計所得金額などに基づき決定するため、これが確定する6月以降でなければ決まりません。

このため、平成28年度以前から継続して特別徴収により納付されている方の、平成29年4月、6月および8月の保険料は、基本的に平成29年2月に年金から徴収しました保険料額と同じ額を「保険料仮徴収額」として徴収させていただきます。ただし、6月に保険料が決まる関係で、8月の金額が変更になる場合がありますのでご了承ください。

なお、平成29年度の介護保険料額決定通知は、6月中旬に送付いたします。

また、仮徴収額の通知は、省略させていただいておりますのでご了承ください。

●特別徴収（年金天引き）の方法 仮徴収（4月・6月・8月の支払い分）

基本的に前年度最後の支払い月（2月支払い分）と同じ金額が仮徴収として、年金から天引きされます。

本徴収（10月・12月・翌年2月の支払い分）

今年度分の保険料額の確定を受けて、仮徴収額との調整が行われます。

「確定した保険料の年額 - 仮徴収合計額」を3回（10月・12月・2月）に分けて徴収されます。

4月	6月	8月	10月	12月	2月 翌年
仮徴収			本徴収		

●普通徴収（納付書・口座振替で納付）対象の人へ

特別徴収の部分でも述べましたが、平成29年度の保険料額は6月以降でなければ決定できません。そのため普通徴収の人についても、平成28年度の保険料額を基に第1期（4月）分の保険料を徴収します。これを暫定賦課と言います。4月中旬に1回分の納付書（通知書）を送付します。

その後6月に保険料額が確定しますので、年額から第1期分を差し引いた額を残りの5回の納期で分けて納めていただきます。この決定通知については特別徴収と同じく6月中旬に送付いたします。